

岩手県告示第401号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成20年岩手県告示第846号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成22年4月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 一関市、奥州市、胆沢郡金ヶ崎町及び西磐井郡平泉町
- 2 実施した期間 平成20年11月17日から平成22年3月31日まで
- 3 実施した基本測量の種類 基本測量（空中写真撮影及びデジタルオルソ作成作業）